

大阪府女性相談センターとは

女性相談支援センター

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)

配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)

2つの機能を併せ持つ相談機関です。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」
令和6年4月1日施行

これまでの婦人保護事業は「更生保護」を目的とした売春防止法の中で女性への福祉的支援を実施してきました。今日の女性をめぐる課題、状況はさまざまです。こうした中「女性である」ことにより、様々な困難な問題に直面することが多いことから、本人の立場に寄り添って相談に応じ、一人一人のニーズに応じた包括的な支援を実施するために「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)ができました。

対象者は困難な問題を抱えている女性すべてです。
年齢、障がいの有無、国籍等は問いません。

理念

- ・「女性の福祉」「人権の尊重」「男女平等」を基本とする

国・自治体の責務

- ・支援に必要な施策を講じる責務を明記

基本方針・計画

- ・国の基本方針 全国で必要な支援を受けられるよう体制整備、支援の基本的事項を記載
- ・都道府県基本計画 地域のニーズに応じた施策内容を記載

支援調整会議

- ・自治体、民間団体が連携し協働するために支援内容を協議する場を設置し、より最適な支援を実施

配偶者からの暴力(DV)とは

暴力にはいろいろな種類があります

「私にも悪いところがある」と思っていないか。様々な暴力を複合させ、相手はあなたをコントロールしているのかもしれない。

身体的な暴力

- ・殴る・蹴る
- ・首を絞める
- ・突き飛ばす
- ・髪を引っ張る
- ・腕をひねる
- ・引きずり回すなど

精神的な暴力

- ・どなる・脅す
- ・ばかにする
- ・無視する
- ・物を投げる
- ・刃物を出す
- ・自殺をほのめかすなど

経済的な暴力

- ・生活費を渡さない
- ・自由にお金を使わせない
- ・外で働くことを嫌がる
- ・家計の責任をあなた一人に負わせるなど

社会的な暴力

- ・友人や身内との付き合いを制限する
- ・自由に外出させない
- ・電話、メールをチェックする
- ・浮気を疑う・激しい嫉妬
- ・行動を監視するなど

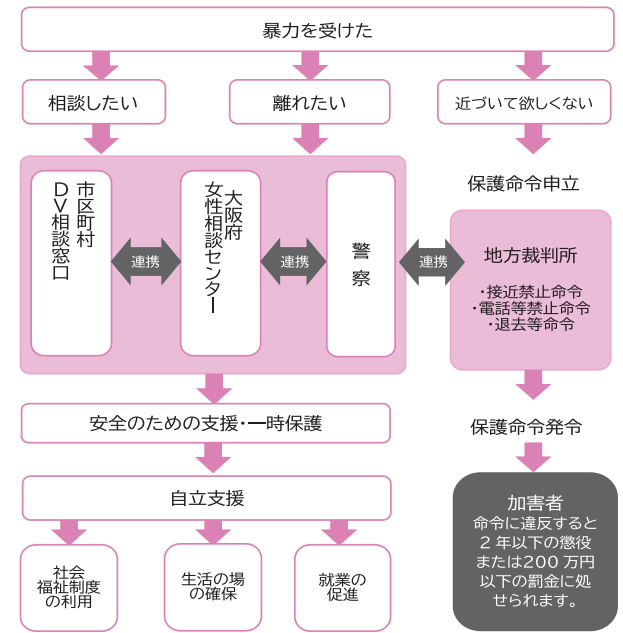
子どもを巻き込む暴力

- ・子どもの前で暴力を振るう
- ・子どもに危害を加える
- ・子どもを取り上げようとする
- ・子どもの前であなたを非難するなど

性的な暴力

- ・望まないSEXを強要する
- ・避妊に協力しない
- ・無理やりポルノを見せる
- ・無理やり裸の写真を撮るなど

女性相談センターでは DV 被害に関する相談を受けています



【電話相談】

これってDVかな？本当は辛い…。誰にも相談できずに一人で抱え込んでいませんか。女性相談センターでは電話相談を受けています。

【来所相談】

必要に応じて来所相談を受けています。様々な手続きの際に必要な証明書の発行や保護命令の申立支援を行っています。まずはお電話でご予約ください。

【保護命令の申立書作成支援】

被害者からの申し立てに基づき、裁判所が加害者に対して保護命令を発令します。女性相談センターでは申立書作成支援を行っています。お電話でご予約ください。

保護命令制度詳細(内閣府 HP)はこちら→

